

# 火災予防対策のあり方検討会（第1回）

## 議事次第

日時：令和4年10月24日（月）

15:30～17:15

場所：消防局庁舎3階「警防本部室」

1 開会・市長挨拶

2 構成員紹介

3 座長挨拶

4 議事

- (1) 火災予防対策のあり方検討会について
- (2) 旦過地区火災・枝光本町商店街火災の概要について
- (3) 本市の火災予防対策の現状について
- (4) 他都市における先進的な火災予防対策について
- (5) 次回以降の検討事項について

5 閉会

### 【配付資料】

- 資料1 「火災予防対策のあり方検討会」構成員
- 資料2 火災予防対策のあり方検討会について
- 資料3 旦過地区火災・枝光本町商店街火災の概要
- 資料4 本市の火災予防対策の現状
- 資料5 今年度の市場・商店街火災後の緊急的な対策
- 資料6 名古屋市消防局の事例
- 資料7 京都市消防局の事例
- 資料8 次回以降の検討事項について

## 「火災予防対策のあり方検討会」構成員

(◎：座長、○：副座長)

所 属	氏 名
東京理科大学総合研究院 火災科学研究所 教授	◎小林 恭一 (こばやし きょういち)
総務省消防庁消防研究センター技術研究部 大規模火災研究室 主幹研究官	○鈴木 恵子 (すずき けいこ)
九州大学大学院人間環境学研究院 都市・建築学部門 准教授	志賀 勉 (しが つとむ)
一般財団法人日本消防設備安全センター 企画研究部違反是正支援センター 次長	宇津澤 弥生 (うつざわ やよい)
旦過市場商店街 会長	黒瀬 善裕 (くろせ よしひろ)
八幡商店組合連合会 会長	藤原 武志 (ふじわら たけし)
北九州市八幡東消防団 副団長	内村 美由紀 (うちむら みゆき)
大学院生	益満 由紀 (ますみつ ゆき)

## 火災予防対策のあり方検討会について

### 1 目的

「北九州の台所」として市内外から親しまれ、多くの利用者と賑わう旦過地区において、短期間に2度にわたって大規模な火災が発生したことを重く受け止め、木造商店街密集地域等における今後の火災予防対策のあり方について、有識者による検討会を開催するもの。

### 2 検討会の位置づけ

市政運営上の会合

(市の政策課題に対して学識経験者、市民等の意見を求め、市政運営上の参考とするために開催される会合)

### 3 テーマ

木造商店街密集地域等における今後の火災予防対策のあり方について

### 4 検討事項

- 本市の火災予防対策の現状について
- 他都市における先進的な火災予防対策について
- 法的義務のない事業者に対する規制のあり方について
- 今後の火災予防啓発・防火指導及び消火訓練のあり方について
- 今後の査察のあり方について
- 自主防災組織について

### 5 スケジュール

令和4年10月24日	第1回検討会開催
11月	第2回検討会開催
令和5年1月	第3回検討会開催

## 巨過地区火災・枝光本町商店街火災の概要

### 1 巨過地区火災

(1) 令和4年4月の火災（小倉北区魚町四丁目2番）

○ 火災推移

- ・ 覚知（出動指令） 4月19日（火） 2時38分
- ・ 鎮火（残り火なし） 4月21日（木） 19時30分（約65時間後）

○ 被災状況

焼損棟数（焼損店舗数）	焼損面積	死傷者
28棟（42店舗 うち空2）	1,924㎡	なし

○ 出火場所 調査中

○ 出火原因 調査中

(2) 令和4年8月の火災（小倉北区魚町四丁目2～4番）

○ 火災推移

- ・ 覚知（出動指令） 8月10日（水） 20時54分
- ・ 鎮火（残り火なし） 8月11日（木） 19時00分（約22時間後）

○ 被災状況

焼損棟数（焼損店舗数）	焼損面積	死傷者
39棟（45店舗）	3,324㎡	なし

○ 出火場所 調査中

○ 出火原因 調査中

### 2 枝光本町商店街火災（八幡東区枝光本町6番）

○ 火災推移

- ・ 覚知（出動指令） 10月1日（土） 15時21分
- ・ 鎮火（残り火なし） // 21時00分（約6時間後）

○ 被災状況

焼損棟数（焼損店舗数）	焼損面積	死傷者
4棟（9店舗 うち空5）	251.5㎡	なし

○ 出火場所 調査中

○ 出火原因 調査中

## 本市の火災予防対策の現状

No	対策の種類	事業名（実施時期）	根拠法令等	事業内容
1	査察	定例査察 （通年）	消防法	消防法に基づき、火災を予防するため、消防職員が飲食店や物品販売店舗などに立ち入り、消火器などの消防用設備等の維持管理状況や避難経路の確保といった防火管理の状況を検査し、消防法の違反があれば是正するよう指導している。 【定例査察】 消防局が毎年策定する査察計画に基づき、建物の種別に応じて計画的に査察を行っている。 *市場・商店街は、過去の火災を踏まえ毎年、飲食店は概ね3年に1回、査察を行っている。 【特別査察】 他都市で社会的影響が大きい火災があったとき、緊急的に査察を行っている。
		特別査察 （適宜）		
2	市場・商店街の 防火対策	木造市場等防火安全対策モデル 事業 （平成25年度～平成27年度）	独自事業	市内6箇所の市場（小倉南区を除く）を対象に無線連動型火災警報器と簡易水道消火装置を設置し、市場と近隣住民との共助体制の構築を図った。 また、モデル事業の実施に先立ち、法令で消防用設備の設置義務がない小規模な木造市場であっても少数店舗単位で申請可能な「木造市場防火関連設備設置事業補助制度」を創設し、市内全体の木造市場における防火安全対策を強化している。
		「119番自動火災通報システム」設置事業 （平成28年度～）	独自事業 （要綱）	平成28年7月の八幡東区「祇園町マーケット」火災をうけ、ハード対策のひとつとして、木造市場に熱や煙で火災を感知すると自動で119番通報するシステムを設置した。
		「アーケード消火器」設置事業 （平成28年度～）	独自事業 （要綱）	平成28年7月の八幡東区「祇園町マーケット」火災をうけ、ハード対策のひとつとして、アーケードに消火器を設置した。
		木造市場における防火対策 （平成29年度～）	独自事業	平成28年7月の八幡東区「祇園町マーケット」火災をうけて、ソフト面の対策として消防、電気事業所、ガス事業所の3社で協定を結び、木造市場を対象に、電気・ガスの点検や消防訓練を実施している。
3	高齢者の 住宅防火対策	住宅防火訪問 （通年）	独自事業	原則80歳以上の高齢者の住んでいる世帯を消防職員が訪問し、防火防災啓発の実施や住宅用火災警報器の設置状況の確認を行っている。
		いきいき安心訪問 （通年）	独自事業	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災や家庭内での事故防止の指導、簡単な身の回りのお世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、高齢者の安全・安心の向上を図っている。
		あんしん通報システム事業 （通年）	独自事業 （要綱）	高齢者や障害者宅に、火災センサーやペンダント式発信機を取付けた緊急通報装置を設置し、火災発生や体調不良等を速やかに通報するためのシステムによる防火対策を行っている。
		高齢者・障害者等防火安全強調 月間 （9月1日～9月30日）	独自事業	市民防災会や民生委員児童委員協議会、年長者防火クラブ等に対して、住宅火災による高齢者の被害の現状や対策等を発信し、連携体制の維持・強化に努めるとともに、住宅火災における高齢者等の焼死事故防止に向けた取り組みを行っている。
		住宅用火災警報器の設置支援 （通年）	独自事業	高齢者自身で取付け・取替えが難しく、家族や近隣者の支援が得られない世帯に対し、消防職員が取付け・取替え支援を実施している。

# 本市の火災予防対策の現状

No	対策の種類	事業名（実施時期）	根拠法令等	事業内容
4	少年期の 防火教育	消防士さんといっしょ事業 （通年）	独自事業	<p>未来の北九州市を担う子供達が、「防火・防災」について学習することは、北九州市を「安全・安心なまち」にするための土台作りに繋がると考え、消防職員が小学校へ出向き、防火・防災についての講話や、災害現場の体験を通して「命の大切さ」を伝える授業を行っている。</p> <p>小学校の授業では、消防局と教育委員会が共同で作製した、消防副読本「消防のしごと」を使用し事前学習を行い、消防職員の行う授業では、「119 番通報訓練」、「スモークマシンを使用した避難訓練」、「消火器の取扱い訓練」、「空気呼吸器、消防用ホース等の資器材の紹介」などを行っている。</p>
5	市民への 防火啓発	秋の火災予防運動 （11月9日～11月15日）	国の通知	火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、全国一斉に行われている火災予防運動の期間をとらえ、街頭啓発やチラシ・ポスター配付による広報活動、他機関と協力した火災予防啓発を行っている。
		春の火災予防運動 （3月1日～3月7日）		
		地域防災支援等事業 （通年）	独自事業	住民や事業所等の防火・防災活動を支援し、災害に強いまちづくりを推進するため、防災リーダー研修をはじめ、消火訓練や避難訓練などの消防訓練、防火講習会等を行っている。

## 今年度の市場・商店街火災後の緊急的な対策

市場・商店街の火災	事業名（実施時期）	対象	事業内容
旦過地区火災 （1回目） R4.4.19	緊急火災予防啓発 （4月20日～5月13日）	市内すべての市場・商店街 （63カ所）	市内63カ所すべての市場・商店街に対して、消防職員が直接訪問し、防火チラシによる火災予防啓発を実施した。
	特別査察 （5月6日～6月30日）	木造商店街密集地域の木造飲食店 （105店舗）	本市の要綱で定める木造商店街密集地域にある木造飲食店（105店舗）に対して消火器の設置確認など特別査察を実施した。
	「119番自動火災通報システム」の追加設置 （11月中に設置予定） ※6月補正予算	システムを設置していない木造市場	システムを設置していない木造市場に設置を進めている。
旦過地区火災 （2回目） R4.8.10	緊急防火指導 （8月15日～9月9日）	1回目の旦過地区火災後に特別査察を実施した木造飲食店	1回目の旦過地区火災後に特別査察を実施した木造飲食店（94店舗）に対して、啓発チラシとエアゾール式簡易消火具を配付し、緊急防火指導を実施した。
	防火指導員による防火指導 （11月1日～3月31日） ※9月補正予算	市内の木造飲食店（約650店舗）	木造飲食店関係者の防火意識を更に向上させるため、消防職員OBの「防火指導員」を14名採用し、2名1組で市内の木造飲食店（約650店舗）に直接出向いて、きめ細かな防火指導（火災予防啓発、消火器の取扱い、消火訓練等）を行う。
	火災予防対策のあり方検討会 （10月～1月までに計3回） ※9月補正予算		木造の商店街が密集する地域等における火災予防対策のあり方について、有識者等から意見を伺い、さらなる防火対策に取り組む。
枝光本町 商店街火災 R4.10.1	市場・商店街の査察及び防火指導 （10月14日～11月18日）	市内すべての市場・商店街 （63カ所）	市内63カ所すべての市場・商店街に対して定例査察を行うとともに、店舗に啓発チラシを配付し、防火指導を行う。

消防庁  
長官賞

# 複数アーケード商店街を 中心とする木造建物密集地域の 小規模飲食店等に対する 防火指導について



## 愛知県 名古屋市消防局

事例類型 I 実効性向上 / IV 他団体との連携

取組期間 令和3年10月から令和3年12月まで

### 背景

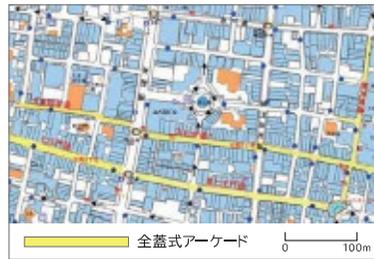
大須商店街は名古屋市を代表する商店街で、8つのアーケード商店街が回廊型に配置されており、内5つのアーケード商店街は全蓋式となっている。飲食店、衣料品店及び物販店等を含めると約1,200店舗が存在するほか、大須観音を始めとして、多数の神社仏閣、演芸場等の様々な施設が存在しており、その混雑が大きな魅力となっているが、アーケードや細い路地が連なる当該地域は、消防車両の通行や消火活動の困難性が高く、さらに、古くからの木造家屋が密集していることから、延焼拡大危険が非常に高い地域でもある。

過去には、小規模飲食店等から出火し、近隣の8対象物に延焼拡大した火災が発生しており、店舗関係者にも「火事は怖い」という抽象的な意識はあるものの、具体的な対応方法の知識は持ち合わせていないのが現状であった。

加えて、店舗の入れ替わりが激しいため、防火対象物使用開始届の忘れ等も多く、用途変更に伴う消防用設備等の未設置など重大違反となるおそれもあり、未把握対象物への防火指導についても課題の一つとなっていた。

また、このような地域特性から、商店街全体での防火意識の向上・防火対策の実施が求められることとなるため、いかにして商店街全体の機運を高めるかも大きな課題となっていた。

【大須商店街 アーケード周辺図】



### 内容

#### 1 防火アドバイスの実施

大須商店街に存する小規模飲食店等の関係者を対象に、日常の防火知識及び適切な消火器による初期消火方法(以下「防火アドバイス」という。)を普及強化することとした。

対象とする小規模飲食店等は、自動火災報知設備又はスプリンクラー設備が設置されていない店舗とし、選定にあたっては取りこぼしのないよう、大須地区を管轄する保健センターから営業許可データを取り寄せ、約200対象物を抽出した。

防火アドバイスの実施に際しては、相手方の抵抗感を和らげ協力を得られ易いよう、大須商店街に存する8つの振興組合と連携し各店舗に対する事前のお知らせを行った。防火アドバイスの指導にあたっては、次の5点を重点項目とした。

##### (1) 消火器を実際に使用しての使用方法的確認

初期消火の際に適切に消火器を使うよう訪問時には訓練用水消火器を持参し、関係者に“実際に消火器を操作”していただき、必要に応じて操作方法の指導を行った。

##### (2) ちゅう房の防火対策の“見える化”

てんぷら油火災や低温着火について説明するとともに、日頃の点検事項をまとめたリーフレットを戸別配布し、日常の防火対策の留意点を「見える化」した。



##### (3) 大須商店街の火災危険度の共有

過去に大須商店街において発生した火災が場合によっては「糸魚川の大火」と同様の被害となっていたおそれもあるなどをリーフレットにまとめ、大須商店街の各店舗は運命共同体であること、大須のまちを守るためには一人ひとりの防火意識・防火対策が重要であることについて、商店街全体の認識となるよう具体的事例を示しながら説示を行った。

##### (4) エアゾール式消火スプレーの配布

消火器の設置・操作の指導のほか、消火器をコンロ高まで持ち上げ操作することが困難な高齢の関係者等、希望者に対して、エアゾール式の消火スプレーを配布した。

##### (5) 火災危険度のトリアージ判定

防火アドバイス報告書により、店舗ごとの火災危険度トリアージを実施した。今後、当該トリアージ結果に基づき危険度の高い小規模飲食店等から、法令違反の有無に関わらず立入検査を実施していく。



【過去に大須商店街で発生した火災等をまとめたリーフレット】

### 2 合同訓練の実施

商店街全体を挙げての取組を内外に示すため、8つの商店街振興組合の連合体である大須商店街連盟及び大須消防団とともに消防訓練を実施した。

この消防訓練は、天ぷら油火災を水で消火した場合の爆発的燃焼や、燃焼させた物品を実際に消火器で消火するなど、実践的で記憶に残る内容となることに留意した。



防火アドバイスの実施状況	実施状況	実施日時	実施場所	実施者
対象店舗数	120	令和3年10月15日	大須商店街	消防団員
実施店舗数	115			
未実施店舗数	5			
未実施理由	休業中			

【防火アドバイス報告書(抜粋)】

### 成果

#### 1 小規模飲食店等の関係者の防火意識向上

アドバイスを受けた関係者からは、「火事を起こさないための日常的な注意点を知ることができた。」「消火器の操作方法を丁寧に教えてもらったので、万が一火災が発生したときも使用できると思う。」「消火器は重くて使いこなす自信がなかったが、消火スプレーなら使うことができそう。」など好意的なご意見をいただくことができた。

#### 2 大須商店街全体での防火意識向上

防火アドバイスを大須商店街連盟と連携して行ったことで理解・協力を得やすい環境づくりができ、円滑に事業を推進することができた。加えて、商店街全体を挙げて「大須のまちは大須の皆で守る」という機運を醸成することができた。

#### 3 来訪者への安心・安全の提供

令和3年11月11日に実施した消防訓練の様子は、テレビ局等の報道機関に取り上げられ、併せて「防火アドバイス」についても紹介された。こうした報道は、日ごろ目にする機会のない、商店街組合や店舗関係者の安心・安全に対する取組にスポットを当てるものであり、防火対策等に対する意欲の向上に寄与したものと考える。

### ★ 選考委員のコメント

木造密集の小規模飲食店等が連続する市街地の防火対策は、いずれの消防本部においても重要な課題の一つであろう。とりわけ大都市部においては対象となる地域も多く、丁寧な防火指導を実施することには困難を伴うと拝察される。しかし、名古屋市消防局の取組は、防火アドバイス、訓練、火災危険度評価など、多様な対策を活用し、一軒一軒の事業者の顔を見ながら丁寧かつ具体的な防火指導をしている点が極めて特徴的である。また管轄している消防が一丸となって取り組んでいる点も、予防業務への意識の高さがうかがえるものであり、火災予防に対する地道な努力の継続が高く評価できる取組である。

入賞

京都府  
京都市消防局

# 小規模木造飲食店等 密集地域における地域と 連携した防火対策の取組

事例類型 IV他団体との連携

取組期間 平成 28 年 7 月から

## 背景

平成 28 年、花街文化を継承する歴史的まち並みが残り、品格と蘇わいを合わせ持つ独特の景観を有した「弄わい景観臨海地区」において、合計 5 棟 161 ㎡、天井 33 ㎡が焼失する火災が発生した。当該地域は、道路幅員が約 2m と狭狭なうえ、通りに面して約 140 棟の小規模な木造飲食店等が密集しているため近隣の火災危険性も高く、地域の果樹は朝川が流れ、一度火災が発生すると消火活動や避難が困難な地域でもある。

この地域においては、従前より、自動火災報知設備の設置基準を下回る小規模木造飲食店等に対する住宅用火災警報器の設置指導や、地域団体に対する防火指導を行ってきたところである。しかしながら、上記の火災発生を踏まえて、地域団体と関係機関による火災対策検討会を設置し、現状の取組や火災発生時における課題等を抽出し、地域団体と関係機関が一体となって、実効性がある火災予防対策及び火災発生時の対応を検討することとした。

## 内容

### 1. 先斗町火災対策ネットワーク会議の開催

地域における防火安全対策等の強化及び風情ある景観の維持について検討するため、地域団体と関係行政機関による会議を開催した。

### 2. 「先斗町このまち守り隊」の発足及び一斉防火防災啓発活動の実施

地域団体、消防、警察及び区役所で構成される「先斗町このまち守り隊」を発足させ、先斗町地域内の約 390 店舗に対して、地域団体関係者が消火器及び住宅用火災警報器の設置啓発、消防機関が防火指導、警察機関が防犯指導を行う「一斉防火防災啓発活動」を実施した。

### 3. 火災発生時の役割検証訓練及び訓練検証会議の実施

火災発生時における各地域団体及び関係機関の役割を検証するための合同訓練を実施し、訓練に参加した各地域団体等の検証担当者の検証結果を基に、課題抽出と今後の対策等について検討した。訓練には、消防や警察、区役所をはじめ、飲食店関係者や住民らが参加。想定は事前に知られない「ブラインド方式」で行い、初期消火の手順や避難経路、地元団体と関係機関との連携などを確認した。

## 成果

### 1. 地域のルール発展

先斗町火災対策ネットワーク会議においては、従前から地域のルールとして定められていた「先斗町町規」に、

- ① 新たに事業所・店舗を営業する場合には、図面等具体的な計画により、事前に消防署へ相談すること。
- ② 1 厨房・1 台所につき消火器を設置すること。
- ③ 各室に住宅用火災警報器等を設置すること。
- ④ 二方向避難を確保すること。
- ⑤ 先斗町の事業者や居住者は防災訓練に参加すること。

など防火防災に関する事項が新たに規定された。

### 2. 地域主導の取組

また、地域内飲食店等の全従業員に配布する防災リーフレットの作成や、地域団体や関係機関で構成される「先斗町このまち守り隊」が結成されるなど、風情ある景観を維持するために、地域の自主的な取組が地域主導の中で示された。

「先斗町このまち守り隊」は、今もなお活発に活動しており、平成 29 年春の火災予防運動では、日頃店舗から離れられず消防訓練に参加できない飲食店等の従業員に対し、防火巡回訓練指導を行い、地域の火災対応力の向上を図っている。

更には、地域団体と関係機関が連携した地域内飲食店等に対する一斉防火防災啓発や合同訓練により、地域と関係機関の連携が堅実となり、一体となった防火安全対策の強化が図られ、「安心・安全のまちづくり」と「風情ある景観を守るまちづくり」を両立する取組となった。

## 特記事項

先斗町での取組を通じて、学区での防災訓練のあり方についても検討されるなど、活動に広がりを見せつつあり、地域住民の防火防災に対する意識向上にも大きく寄与している。

●発足式



●巡回指導



●市民訓練



## 選考委員のコメント

小規模な木造飲食店等が密集しているという地域特性を考慮し、法令の枠を超えた指導を実施している点が評価される。

## 次回以降の検討事項について

検討会の時期	No.	検討事項	本市の現状
第2回 令和4年11月予定	1	法的義務のない事業所に対する規制のあり方について	
		○「北九州市火災予防条例」による新たな規制の必要性や妥当性	「北九州市火災予防条例」 市民の生命、身体及び財産を火災から保護することを目的とした条例であり、火を使用する設備や消防設備等の技術基準を定めている。しかし、木造商店街密集地域等に関する規定はない。
	2	今後の火災予防啓発・防火指導及び消火訓練のあり方について	
		○防火意識を向上させる効果的な火災予防啓発 ○消火方法の習得 ○一時的な休業店舗の再開時の防火指導 ○老朽化した空き店舗等の漏電火災対策	1 火災予防啓発・防火指導を実施する時期 ・春の火災予防運動週間（3月1日から3月7日まで） ・秋の火災予防運動週間（11月9日から11月15日まで） ・定例査察（通年） ・特別査察（他都市で社会的影響が大きい火災があったとき） 2 消火訓練 防火指導時の消火訓練では、消火器の取扱説明を行った後、水消火器を使った消火訓練をしている。 3 一時的に休業している店舗が再開する際の連絡 火災により被災して一時的に休業している飲食店等に対し、防火指導等を行うため営業再開するときは消防に連絡するよう伝えていたが、連絡がないまま営業を再開していた。 （営業再開時、消防に連絡する法令上の義務なし） 4 老朽化した空き店舗等の漏電火災対策 空き店舗等自体に営業実態がないため、火災予防啓発・防火指導を行うことは難しい。
第3回 令和5年1月予定	3	今後の査察のあり方について	
		○査察周期の短縮 ○違反是正の強化 ○査察職員の育成	1 査察周期の短縮 ・市場・商店街は、過去の火災を踏まえ、1年に1回、査察を行っている。 ・飲食店は、概ね3年に1回、査察を行っている。 2 違反是正の強化 建物の違反内容に応じて、違反是正の優先度を判断している。（火災が発生した場合に人命危険が高いもの、重大違反対象物（特定防火対象物で屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないもの）は最優先） 3 査察職員の育成 査察計画に基づき、定期的に職員の研修を行っている。
	4	自主防災組織について	
○地域の防火意識の醸成につながる取組み		1 地域ぐるみの訓練の実施 個別の店舗による消火訓練は行っているが、市場・商店街など地域ぐるみでの定期的な訓練は行っていない。 2 自主的な防火の仕組みづくり 地域関係者を主体とした自主的な防火の取組みを継続できるような仕組みはない。	